

第四回

幌延町議会

(臨時会)

第4回幌延町議会(臨時会)は5月19日に開会され、承認1件、議案3件を原案どおり可決し、同日閉会しました。議決された案件は、次のとおりです。

▽承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

幌延町税条例の一部を改正する条例の設定について専決処分を行いました。改正の主なもの、町民税に係る扶養親族申告書の提出、たばこ税の税率の改正などです。

▽議案第1号

幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正について



幌延町国民健康保険税条例の一部を改正しました。改正の主なもの、基礎課税額等の限度額や所得割額等の改正、特例対象被保険者等の課税の特例の設定などです。

▽議案第2号

町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

町長の給与に関する条例の附則及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の附則に次のとおり追加しました。

▼平成22年6月に支給されるべき町長の給与月額から10分の3の額を減じます。
▼平成22年6月に支給されるべき副町長の給与月額から10分の2の額を減じます。
▼平成22年6月から11月の間に支給されるべき教育長の給与月額から10分の2を

減じます。

▽議案第3号

工事請負契約の締結について

平成22年度施行の幌延町生涯学習センター建設

工事について、株式会社盛永組(旭川市)と2億3929万5千円で契約を締結します。

お詫びと再発防止にむけて

本年4月、幌延町教育委員会の職員による公金横領事件が発生いたしました。公金は全て返済されましたが、当該職員を4月28日付けで懲戒免職といたしました。また、町長、副町長、教育長及び教育委員会職員に対し、減給処分などを行いました。

町としては、町民の皆様にご迷惑をおかけし、町政に対する信頼を損ねましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の事件を重く受け止め、今後、このようなことが起こることのないよう、「幌延町不祥事再発防止対策委員会」を設置し、再発防止を徹底するとともに、公金の取り扱いに今まで以上のチェック機能が働くようなシステムを構築し、町民皆様からの信頼回復を最優先に職員一同、職務に精励してまいりますので、町民皆様のご理解をお願いいたします。

幌延町長・職員一同